

はじめに

一橋大学スポーツ科学研究室では「スポーツと社会」に関わるさまざまなテーマ、トピックに取り組んできた。

今年度も、年間を通して定例研究会を開催し、本研究室のスタッフが個別の研究成果を報告し、それをもとに討議を行うという営みを重ね、互いの理解を深めた。同時に、尾崎を研究代表者とする科研費「グローバル化する社会におけるスポーツと多様性に関する研究」に基づく共同研究を進めた。そのうちのいくつかが論考としてまとめられ本年報に掲載されている。

本研究室での共同研究を進める上でのもう一つの柱である「ゲスト研究会」。今年度は、本学大学院法学研究科山本和彦教授をお招きして、山本先生が代表理事（機構長）を務められている公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の活動の状況と課題を全体的、体系的に示していただいた。本研究室が発行する『研究年報』の1998年版に「スポーツ仲裁」のテーマに関する討議の内容が掲載されている。20年前に「スポーツ仲裁」を共同研究のテーマとして視野に入れていたことは（自画自賛になってしまうが）評価できると思われるが、その後、十分に追究するに至っていなかった。こうした状況に対して、山本先生の報告は空白を補っていただくとともに、討議の中で新たな課題が示唆された。ご多忙の中、研究会での報告、さらには本年報への掲載にあたって校正等の労を執っていただいた山本先生にはあらためてお礼を申し上げたい。

今年もスポーツをめぐるさまざまな出来事が起こり、ニュースや世間を騒がせた。その中でも、ハラスメント、暴力などネガティブなものが目立ったという印象が強い。人権としてのスポーツ、スポーツにおける公正・公平などの理念はこれまでも唱えられ続けてきたし、私たちもその実現に微力ながら取り組んできた。今年のスポーツ界の問題状況に見るような理念の実現の困難を認識しつつも、問い続けることが求められていると思われる。私たちの問い、その成果を今後とも積極的に発信していきたい。

2018年11月30日

一橋大学スポーツ科学研究室室長 尾崎 正峰